

宮津市からのお知らせ

ごみの分別にご協力いただきありがとうございます

昨年11月下旬から、ごみの分別のより一層の励行にご協力いただき、分別状況が改善してきているところです。ご協力いただきありがとうございます。

今回は、ごみ分別で特にご質問が多いことについて、一問一答形式でお知らせします。

また、ごみの分別等についてまとめた「ごみの分別大辞典」については、今回のお知らせ内容等を反映したものを宮津市のHPにて公開中です。ご活用ください。



分別の間違い等により収集されなかったごみについて

分別が少しでも間違っていれば収集しないのか

分別の間違いやごみ出しのルールが守られていないこと（指定袋以外など）を確認した場合には収集を行わず、「収集できません」と記載したシールを貼ります。


適切な分別により、リサイクルを推進するため、ご理解とご協力をお願いいたします。

収集されなかったごみはどうすればいいか

出した方が責任を持って正しく分別し直し、次回のごみ収集日に出してください。その際には、「収集できません」と記載されたシールの右上の「正しく分別し直しました。」の欄に○印をつけてください。


プラスチック製容器包装のごみについて


プラスチック製容器包装とはどんなごみか


プラスチック製容器包装は、プラスチック製の容器や包装で、中身の商品を取り出した後、不要になるものです。（目印は、マークがついているかどうかです。）

プラスチック製容器包装は、新たな製品の原料としてリサイクル業者に引き渡すことから、異物（生ごみ、土砂、汚物等）を混入することができません。

プラスチック製容器包装のごみ出しで注意することはあるか


① まず、マークがついているかどうか確認してください。

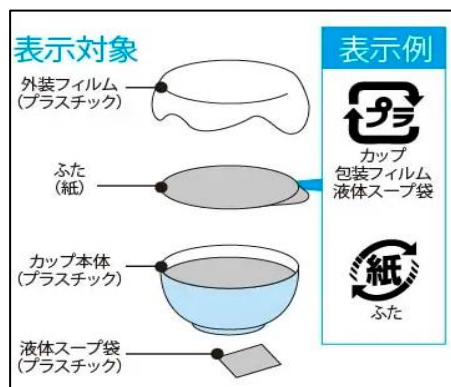
※  プラマークを商品の一部にまとめて表示している場合があります。（詳しくはこの次の質問を参照してください。）

②  マークがついていても、食べ残しなどの汚れが付着したごみや、内容物（調味料など）が入ったままのごみはリサイクルできません。中身を出し、軽くすすいでから出しましょう。

③ 二重袋（レジ袋などに入れたまま出すこと）は禁止です。

プラマークがないラップや外装フィルム等はその袋に入れればいいのか

プラマーク  がついていない場合は、燃やさないごみの袋に入れてください。ただし、ラップやフィルム自体にプラマークがついていなくても、下図のように、容器の一部にまとめてプラマーク等を表示している場合があるので、その場合は表示に従ってください。



左のカップ麺の例では、表示例のようにふたの部分にまとめて表示されています。この場合、カップ・包装フィルム・液体スープ袋はプラスチック製容器包装として、ふたは紙製容器包装として捨ててください。

カップ本体が紙製容器包装の場合もありますので、表示を確認してください。

プラスチック製容器包装に値札や半額のシールが貼ってある場合はどうすればいいのか

シールは剥がす必要はありません。そのままプラスチック製容器包装の袋に入れてください。

プラスチック製容器包装はなぜ二重袋にしてはいけないのか

二重袋は、その中にどのようなごみが入っているか確認できないため禁止しています。また、プラスチック製容器包装の袋は、リサイクルのために袋を破き、処理施設の職員が手作業で選別していますが、二重袋になっていると作業が止まり、ごみ処理に支障が生じてしまいます。


※二重袋を禁止しているのは、プラスチック製容器包装の袋です。燃やすごみで生ごみ等を袋でくるんでいるものはそのまま構いません。(黒い袋など分別が確認できないものは避けてください。)

発泡スチロールの食品トレイがプラスチック製容器包装に入ると収集されないのか

発泡スチロールの食品トレイがプラスチック製容器包装袋に入っても収集します。

発泡スチロールの食品トレイは、プラスチック製容器包装の一種であり、プラマークがついているため、プラスチック製容器の袋に入っても収集します。ただし、発泡スチロールだけで分別すれば、より品質の高いプラスチック製品にリサイクルできるので、宮津市では発泡スチロール専用袋で出させていただくようにお願いしています。

※よくプラスチック製容器包装のごみ袋に入っているごみの例

ごみの種類	正しい分別
汚れが付着した、または中身入りのプラスチック製容器包装	中身を出し、軽くすすいでプラスチック製容器包装で出す
割りばし	燃やすごみ
プラスチック製のストロー、フォーク・スプーン	燃やさないごみ
カップラーメンのフタ	紙マーク  があれば紙製容器包装
バラン（弁当などの緑色の仕切り）	燃やさないごみ
アルミはく	燃やさないごみ
保冷剤	燃やさないごみ
乾燥剤	燃やすごみ
PPバンド（段ボールの梱包等に用いられる結束バンド）	燃やさないごみ
荷造りひも・テープ類	素材ごとに燃やす/燃やさないごみに分別
在宅医療用チューブ・カテーテル類	燃やすごみ（感染症のおそれがあるため）
おむつ	燃やすごみ

その他のごみについて

燃やさないごみ袋（赤袋）は分別せずに何でも捨てることができるのか

他の袋と同様に、分別ルールに従って分別していただく必要があります。

燃やさないごみは、プラマークのないビニール・プラスチック類、ガラス類、革製品、陶磁器類、金属類です。

電池を使用する機器はどのように捨てればいいのか

電池を使用する機器（懐中電灯や時計など）で、電池が取り外せるものは、電池を取り出し、機器自体は燃やさないごみ、電池は有害危険ごみとして出してください。また、電池が抜かれていることが分かるように、できるだけ電池カバーを外したまま出してください。

問い合わせ先：宮津市 市民環境部 市民環境課 環境衛生係 TEL 45-1617

石油ファンヒーターはどのように捨てればいいか

石油ファンヒーターは、中身の灯油を使いきってから、燃やさないごみとして出してください。（燃やさないごみ袋に入れ、口がしばれない大きさの場合は大型ごみに分別してください。）

また、灯油が抜かれていることが分かるように、できるだけタンクは取り出しふたを外したまま出してください。

その他

ごみはいつまでに出せばいいか

原則、当日の早朝から朝8時30分までの間に出してください。

ごみの収集時間は、収集ルート、道路の混雑状況、収集するごみ量等に応じて変化することがあります。「いつも10時に収集するので9時に出していたが今回は収集されなかった」といったこともありますので、確実に収集されるよう、朝8時30分までに出してください。

リチウムイオン電池製品の捨て方が変わります

充電式の製品に使われるリチウムイオン電池が、ごみ処理施設等で火災の原因となるケースが全国で多発しています。ごみ処理の安全対策のため、リチウムイオン電池使用製品の分別を有害危険ごみに変更しますのでお知らせします。

●**変更日**：令和6年4月1日から

●**対象**：リチウムイオン電池使用製品（充電式の製品）で、本体とリチウムイオン電池が一体化したもの

●**具体例**：電子タバコ、電動歯ブラシ、電気シェーバー、スマートフォン、ゲームのコントローラー、モバイルバッテリー など

	変更前	変更後
分別方法	製品の本体ごと <u>燃やさないごみ</u>	製品の本体ごと <u>有害危険ごみ</u> 有害危険ごみステーションの乾電池を捨てる容器に入れてください

※リチウムイオン電池が取り外せる場合は、今までどおり本体は燃やさないごみ、リチウムイオン電池は有害危険ごみで出してください。